

毎週火、金曜日発行（但休日になるとは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇告示 土地改良区の設立認可
土地改良区の役員の退任及び就任
土地の公用廃止
牛の結核病等の検査
ひな白痢の検査及び牛のダニ駆除
牛等の移入禁止区域の指定
みつばち等の移入禁止区域の指定
奥地製炭促進事業補助金交付要綱
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公告 理容師及び美容師試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百七十六号

昭和三十五年五月二十四日付けで気高郡青谷町田中沢蔵ほか十六人の者から申請のあつた青谷町西町土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十五年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
 - （一）土地改良事業計画書の写
 - （二）定款の写
- 二 縦覧に供する期間
昭和三十五年十月十二日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
気高郡青谷町役場

鳥取県告示第四百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八

条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつた。

昭和三十五年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大高村岡成土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事	長谷川 栄	西伯郡伯仙町岡成
"	小林 君男	泉
"	野口 薫	岡成
"	船沢 忠親	"
"	渡辺 岩男	泉
"	石川 良光	岡成
"	野坂 英明	"
"	松本 邦雄	泉
"	大谷 理一	尾高
"	中本 亮治	"

就任した役員の名及び住所

理事	長谷川 栄	西伯郡伯仙町岡成
----	-------	----------

"	船沢 忠親	"
"	小林 君男	泉
"	野口 薫	岡成
"	渡辺 岩男	泉
"	川上 薫	岡成
"	林 久雄	泉
"	山根 正重	尾高
"	大谷 理一	"
"	中本 豊	"

昭和三十四年五月四日通常総会において総選挙の結果当選し、同日就任、任期二年

般若土地改良区

退任した役員の名及び住所

監事 福井 貞美 倉吉市般若

就任した役員の名及び住所

監事 福井 美雄 倉吉市般若

昭和三十五年八月十五日補欠選挙の結果八月二十二日就任、任期昭和三十六年七月十六日まで

森土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事	中野 栄	倉吉市森
"	梶田 亮一	"
"	山下 敏夫	"
"	中本 敏明	"
"	陰山 秋義	"
"	森本 嘉明	"
"	西谷 金治	"
"	森本 隆義	"
"	西谷 迅人	"
"	岡部 慶治	"
"	西谷 敦	"
監事	中本 克実	"
"	西谷 重治	"
"	西谷 一郎	"

昭和三十四年四月一日通常総会において総選挙の結果当選し同日就任、任期三年

本高土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事	河原 豊	鳥取市本高
"	松本 延二	"
"	小松竜太郎	"
"	中山 佐市	"
"	松村 勝美	"
"	河原伊一郎	"
監事	山本多一郎	"
"	懸樋 清治	"
"	梶川 茂実	"
"	小原 一雄	"
理事	河原 豊	鳥取市本高
"	小松竜太郎	"
"	松村 勝美	"
"	河原重三郎	"
"	懸樋 清治	"

監事 山本多一郎
 " 梶川 茂実
 " 中山 佐市
 " 上嶋孝太郎
 昭和三十五年五月三日通常総会において総選挙の結果
 当選し、五月十日就任、任期二年

青谷町長和瀬土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 山田 利次 気高郡青谷町大字長和瀬
 " 岡 義実
 " 山本繁太郎
 " 西村 正一
 " 中田徳太郎
 " 細川 綱藏
 " 東上 敬藏
 監事 寺田 寛治
 " 寺田 友藏

" 松下 勉
 昭和三十五年七月三十一日第一回総会において総選挙
 の結果当選し、同日就任、任期四年

鳥取県告示第四百七十八号

次の土地は、昭和三十五年九月二十一日からその公用
を廃止した。

昭和三十五年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又は品目 面積又は数量
 米子市皆生一九二九地先 水路、堤防 二五、七〇坪
 関係図面は、土木部管理課に保管

鳥取県告示第四百七十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつ
 て牛の結核病、ブルセラ病及び肝てつ検査並びに肝てつ
 駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年
 法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者

に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十五年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ予防の
ため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病及びブルセラ病検査
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌
牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。た
だし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内

のものを除く。

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内
のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び駆除の方法
結核病……ツベルクリン皮内注射反応検査
ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応及び国際法
肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表 一 結核病、ブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
第一次		
十月十八日	日野郡江府町尾の上原、俣野	尾の上原、俣野家畜検診所
"	西伯郡大山町高麗	高麗
" 十九日		
" 二十二日		

別表 二 肝てつ検査及び駆除
 実施期日 実施区域
 十月十五日 米子市春日 春日家畜検診所
 " 十七日 " 尚徳 尚徳"
 " 十八日 " 五千石 五千石"
 " 十九日 " 成実 成実"
 " 二十日 " " "
 " 二十一日 西伯郡伯仙町 西伯郡伯仙町 西伯郡伯仙町
 " " " 西伯郡伯仙町 西伯郡伯仙町
 " 二十二日 " 伯仙町 伯仙町 伯仙町
 " " " 伯仙町 伯仙町
 " 二十四日 " 伯仙町 伯仙町 伯仙町
 " " 八頭郡用瀬町 八頭郡用瀬町 八頭郡用瀬町
 " 二十五日 " 社 社 社
 " " " 社 社 社
 " 二十六日 八頭郡用瀬町 八頭郡用瀬町 八頭郡用瀬町

二十七日

"

江府町下蚊屋、助沢

下蚊屋、助沢

二十六日 西伯郡日吉津村 日吉津
 二十七日 " 西伯町東長田 東長田
 " " 大山町高麗 高麗
 " 二十八日 " 西伯町上長田 上長田
 " " 中山町庄田 庄田
 " 二十九日 " 西伯町大田 大田

鳥取県告示第四百八十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて鶏のひな白痢検査及び牛のダニ駆除のための薬浴を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、鶏及び牛の所有者に対して検査及び薬浴を受けることを命ずる。

昭和三十五年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢及びダニ予防のため

二十六日 " 二十九日 " 三十日 " 三十一日 " 八月 " 十一月七日 " 十一月十日 " 十一月十一日 " 十一月十二日 " 十一月十三日 " 十一月十四日 " 十一月十五日 " 十一月十六日 " 十一月十七日 " 十一月十八日 " 十一月十九日 " 十一月二十日 " 十一月二十一日 " 十一月二十二日 " 十一月二十三日 " 十一月二十四日 " 十一月二十五日 " 十一月二十六日 " 十一月二十七日 " 十一月二十八日 " 十一月二十九日 " 十一月三十日 "

日野郡江府町洲河崎、荒田、下安井
 日野町根雨、高尾、独谷、板井原
 " 舟場、三谷、野田、安原、下榎
 西伯郡大山町高麗
 中山町庄田
 日野郡溝口町字代、中祖、三部、藤屋
 " 畑池、下代、上代
 " 大平原、上野、大江、長山
 江府町江尾、久連、佐川、柿原
 " 吉原、袋原、大河原
 溝口町金屋谷、岩立
 " 大阪、富江
 " 原、宮市、杉谷、貝田
 溝口町宮原、泉莊、根雨原
 江府町小原、美用、御机
 溝口町溝口、谷川、大倉、大原

宇田川 "
 洲河崎、荒田、下安井 "
 根雨、高尾、独谷、板井原 "
 舟場、三谷、野田、安原、下榎 "
 高麗 "
 庄田 "
 字代、中祖、三部、藤屋 "
 畑池、下代、上代 "
 大平原、上野、大江、長山 "
 江尾、久連、佐川、柿原 "
 吉原、袋原、大河原 "
 金屋谷、岩立 "
 大阪、富江 "
 原、宮市、杉谷、貝田 "
 宮原、泉莊、根雨原 "
 小原、美用、御机 "
 溝口、大倉、大原 "

00318

二 実施の区域 別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
ひな白痢検査
種鶏及び同一構内で飼育する鶏
ダニ駆除
牛。ただし生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

四	実施の期日	別表のとおり	
五	検査、注射及び駆除の方法	ひな白痢検査……ひな白痢急速診断液 ダニ薬浴……B・H・C剤撒布	
別表一	ひな白痢検査		
実施期日	実施区域	実施場所	
十月十二日	鳥取市宮谷	徳田種鶏場	
"	" 横枕	坂本"	
"	"	"	
"	" 東伯郡北条町上下	岸田幸、岩田喜"	
"	" 倉吉市鴨河内	内田"	

"	"	鳥取市下味野	有田"
"	"	" 菖浦	家根、三沢"
"	十八日	倉吉市般若	高間"
"	"	東伯町八橋	近藤、天野、林原"
"	"	鳥取市菖浦	沢田、川口、前島"
"	十九日	" 越路	渡辺"
"	"	東伯郡大栄町別所	佐伯"
"	"	" 東伯町八橋	林原孝、林原豊"
"	二十日	岩美郡岩美町美敷	横山"
"	"	東伯郡羽合町長瀬	戸崎"
"	"	" 東伯町籠、八橋	山口、若原、野口、徳木、戸田、橋本"
"	"	" 羽合町長瀬	吉田"
"	二十一日	" 田後	紫尾"
"	"	岩美郡福部村細川	横山"
"	"	" 岩美町陸上	寺谷万、寺谷正"
"	"	" 岩常、太田	田淵、吉田"
"	二十二日	" 東伯郡関金町大鳥居	山本節、山本巖、池田"

00319

"	"	東伯町八橋九尾	榎田、宮脇"
"	"	" 逢束	徳住、大坂、山住、西原"
"	"	倉吉市上吉川	山陰種鶏場
"	"	東伯郡東伯町法万	牧田芳、花田、牧田秀"
"	"	鳥取市湖山	小畑、清山、西本、西田"
"	"	倉吉市上吉川	山陰種鶏場
"	"	東伯郡東伯町槻下	宍戸、香川、大田、田中"
"	"	鳥取市湖山	盛山、谷岡、盛山"
"	"	東伯郡関金町泰久寺	山陰種鶏場
"	"	" 東伯町中尾、槻下	鋤、日野義、日野高"
"	"	" 関金町泰久寺	生田、前田、河本"
"	"	" 西伯郡中山町、赤碕町	竹内、西田"
"	"	" 赤碕、尾張、下市	橋井、鈴木、石賀"
"	"	鳥取市湖山	白間種鶏場

"	"	東伯郡関金町泰久寺	西田、山根、日野"
"	"	" 北条町松神、米里	笠見、田村"
"	二十九日	鳥取市湖山	白間"
"	"	東伯郡三朝町片柴	徳永"
"	"	" 関金町松河原	小川、岸本"
"	"	" 大栄町由良宿	裏門、吉田"
"	三十一日	" 由良宿、妻波	浜岡、福島、米田"
"	"	" 関金町安歩	大原"
"	二日	" 大栄町島、由良宿	竹歳、長谷川"
"	"	" 関金町安歩	野島"
"	"	倉吉市石塚	山根"
"	"	東伯郡大栄町島	平田延、平田薫"
"	四日	倉吉市清谷	鹿田"
"	"	東伯郡羽合町上浅津	北村"
"	"	倉吉市下余戸、八屋	伊藤、安長"
"	七日	東伯郡大栄町由良宿	道祖"
"	八日	倉吉市下米積、上井	坂本、河北農業高校
"	九日		

別表 二 牛のダニ駆除

実施期日	実施区域	実施場所
十月二十日	日野郡日南町日野上	霞、丸山、矢戸、宮内、河上家畜検診所
〃 二十一日	〃	多里 萩原、荻山
〃 二十二日	〃	湯河、新屋
〃 二十四日	山上	高陽園、細屋、尾郷、佐木谷
〃 二十五日	〃	石見 野田、市場、宗金、上石見
〃 二十六日	〃	神戸上、花口
〃 二十七日	〃	福栄 福栄、井原
〃 二十八日	〃	大宮 菅沢、印賀、栗谷
〃 二十九日	〃	阿毘縁 大原、戸波、大菅
十一月一日	〃	福栄 豊栄、上坂

鳥取県告示第四百八十一号

牛の流行性感冒予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第五十二号）第一条の規定により、昭和三十

五年十月七日から牛、その死体又は牛の流行性感冒の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として愛知県を指定する。

昭和三十五年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百八十二号

みつばちについての腐蛆病予防に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県規則第二十七号）第三条の規定により、昭和三十五年十月七日からみつばち及びみつばちについての腐そ病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として鳥根県を指定する。

昭和三十五年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百八十三号

奥地製炭促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十五年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

奥地製炭促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 県は、奥地製炭地域における製炭施設の普及を図ることを目的として、次の各号に掲げる組合が行なう簡易木炭搬送施設の設置事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）によるのほか、この要綱の定めるところによる。

一 農業協同組合

二 森林組合

三 自ら木炭を生産する者の構成する組合で知事が認定したもの

(定義)

第二条 前条において「簡易木炭搬送施設の設置事業」とは、次の各号に掲げる要件を満たす施設（以下「施設」

という。）を設置する事業をいう。

一 四世帯以上共同して奥地（主たる集荷駅港頭から四十キロメートル以上の地域又は製炭地の中心が道路若しくは林道（自動車道）からの搬送距離が五キロメートルをこえ、そのうち一キロメートル以上が人肩搬送による森林）において製炭する専業製炭者又は第一種兼業製炭者に共同利用させるもの

二 荷重五十キログラムに耐え、一セットの延長一キロメートル以上で三年以上使用に耐え得るもの

2 この要綱において「組合」とは、簡易木炭搬送施設の設置事業を行なう前条各号に掲げる組合をいう。

(補助事業者の範囲)

第三条 この要綱による補助金の交付を受けることのできる組合は、次の各号に掲げる要件を満たしている組合とする。

一 組合の設置する施設の構造が前条に規定する基準に適合していること。

二 組合の所在する地域が林野率七十パーセント以上

の山村地域であること。

三 組合の設置する施設の共同利用については、組合自ら製炭原木を確保し、かつ、木炭生産者が当該生産木炭を販売しようとするときは、当該組合に委託することが確実であること。

(補助金の額)

第四条 この要綱による補助金の額は、施設の設置事業に要する経費の三分の二以内の額とする。

(補助金の交付の申請)

第五条 規則第五号第一号に規定する事業計画書は、第一号様式によるものとする。

2 この要綱による補助金の交付の申請をしようとする組合は、規則第五号第一号及び第二号に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 施設の設置位置図
- 二 利用森林面積、薪炭林蓄積量及び木炭生産予定書
- 三 共同利用窯数及び利用者名

- 四 原木売買契約書の写
- 五 組合の定款又は規約
- 六 その他参考となる書類

3 申請書の提出時期は、毎年度四月一日から六月三十日までとする。

(申請事項の変更)

第六条 規則第十一条の申請は、第二号様式による申請書でなければならない。

(施設の管理責任)

第七条 組合は、簡易木炭搬送施設の設置事業により設置した施設を、善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(書類の経由機関)

第八条 規則及びこの要綱に基づく提出書類は、すべて所轄山林事務所長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十五年分の補助金から適用する。

第1号様式

昭和 年度 奥地製炭促進事業計画書

事業主体名	所在地名	組合の全面積		奥地製炭林面積C	百分率		生産者			最近3年間の生産量	施設置計画数										
		ヘクタールA	ヘクタールB		B/A %	C/B %	製炭世帯数	第一種業人	計人			年度	年度	年度							

第2号様式

鳥取県知事 氏 名 殿

組合の所在地
組合の名称
代表者氏名

第 号
年 月 日

印

昭和 年 月 日付 鳥取県受第 号で補助金交付決定(交付内示)の通知があったこの事業の実施について、下記理由により、事業の内容(申請事項)を別紙のように変更したいので、承認されたく、

鳥取県補助金等交付規則第11条の規定によつて申請します。

記

変更の理由

(添付書類)

- 1 事業変更計画書 (様式第1号に準じて作成すること。)
- 2 更正収支予算及び見積書
- 3 利用森林変更面積、薪炭林変更蓄積量及び木炭生産変更予定書
- 4 変更の共同利用寮数及び利用者名
- 5 原木売買変更契約書
- 6 その他参考となる書類

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

昭和三十五年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年十月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

- 一 日時 昭和三十五年十月十日 午後一時三十分
- 二 場所 鳥取市東町二丁目 鳥取県自治会館
- 三 議題 衆議院議員総選挙の執行について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十八号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年十月七日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

- 一 日時 昭和三十五年十月八日 午前十一時
- 二 場所 鳥取県教育委員会会議室
- 三 議題
 - 1 市町村教育長の承認について
 - 2 その他

公告

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第二条第一項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第四条第一項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和三十五年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の日時及び場所

1 学科試験

日時 昭和三十五年十一月六日 午前九時

場所 鳥取市西町 鳥取家政高等学校

2 実地試験

日時 昭和三十五年十一月十五日 午前九時

場所 鳥取町上町 鳥取県理容美容専門学校

二 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設を卒業したのち一年以上の実地習練を経た者(実地習練開始届を提出後、学科試験の前日までに一年以上を経過し、その間二百八十日以上の実地習練を実施していなければならない。)

三 受験手続

1 受験願書(別記様式)に、試験手数料五百円に相当する鳥取県収入証紙をはりつけ(消印しないこと)

と)、次の書類を添えて昭和三十五年十月二十四日
までにもよりの保健所に提出すること。(県外居住
者は鳥取県厚生部衛生課に郵送)

(1) 履歴書(最終学歴及び養成施設入学から実地習
練終了までの場所、期間を記載すること。)

(2) 指定養成施設の卒業証書の写又は卒業証明書

(3) 実地習練を終了したことを証する書面

(4) 戸籍謄本又は戸籍抄本

(5) 写真(出願前六月以内に撮影した名刺型、脱帽
正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年
月日を記載したもの)

2 理容師法施行令(昭和二十八年政令第二百三十二
号)第五条第四項又は美容師法施行令(昭和三十
二年政令第二百七十六号)第二条第四項の規定により
学科試験を免除される者は、(1)から(3)までの書類に
替えて知事の発行した理容師又は美容師学科試験免
除通知書を添付すること。

四 試験の方法

1 試験は、学科試験及び実地試験について行なう。

2 実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受
けることができない。

五 試験場に持参するもの
1 学科試験
受験通知書、筆記具、昼食及び上ばき

2 実地試験
(1) 理容師試験を受ける者
受験通知書及び白衣並びに調髪、顔をりに必要な
器具、応急薬品その他必要器具、材料等

(2) 美容師試験を受ける者
受験通知書及び白衣並びにコールドパーマメント
ウェーブ、電気パーマ施術上必要な器具(パーマ
ネットマシン、ドライヤー、こんろを除く。)材
料、化粧品、応急薬品その他必要器具等

(3) 実地試験のモデルを同伴すること。ただし、美
容のモデルは年令十八才から三十才までの者で、
著しく髪にくせのない者であること。

六 その他

1 出願者には、受験通知書を試験の前日までに郵送
するので、受験願書に必ず住所を明記すること。

2 試験について不明の点がある場合は、もよりの保
健所又は鳥取県庁衛生課に照会すること。

3 文書による照会には、返信料を同封すること。

別記様式

理容師(美容師)試験受験願書

収入証紙
はりつけ
欄

本籍地
現住所
(番地及び何方まで記入すること。)

氏名
(ふりがな)

年 月 日生

理容師法第二条第一項(美容師法第四条第二項)の規
定による理容師(美容師)試験を受けたので別紙関
係書類を添えてお願ひします。

昭和三十五年 月 日

右

氏名

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

注 実地試験のみの受験者は、標題の下に「実地」と
朱書すること。